

イタリアの労働組合運動における 農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

河 野 穰

目 次

- I 労働組合における農業労働者組織の比重
- II 農業の経営形態と就業者の従業上の地位
- III 農業労働者の運動
- IV Federterra の成立

この小稿はイタリアの労働者運動と組織における農業労働者の位置を検討するための覚書きである。本来はイタリアの労資関係をいくつかの産業レベルにまでおりて考察する意図の一環として農業部門をとりあげようとするものであるが、資料収集がなおいちじるしく未成熟なのでさしあたりいくつかの側面について覚書きとして書きとどめておく。

I 労働組合における農業労働者組織の比重

イタリアの労働者運動においては「他の資本主義国において土地労働者が短期間の社会的緊張時をのぞいて組織の外部にあったのと相違して、農村の労働組合運動が例外的に拡大⁽¹⁾」したことが指摘される。そして土地労働者の「この運動はその後時とともにますます大規模となり、イタリアの全労働運動にきわめて大きな影響をおよぼ⁽²⁾」し、第2次大戦後においても農業労働者の組織は労働組合各ナショナル・センターにおいて大きなウェイトをしめているのである。第1表

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

第1表 労働組合ナショナル・センター加盟農業労働者組織

| | |
|------|--|
| CGIL | Federbraccianti nazionale=全国農業日雇労働者同盟 Federmezzadri nazionale=全国折半小作同盟 |
| CISL | FISBA (Federazione italiana salariati braccianti agricoli e maestranze specializzate agricole e forestali=全国農業常雇・日雇労働者、農林業専門従業者同盟) Sindacato nazionale maestranze addette alla lavorazione della foglia di tabacco=全国煙草作業従業者組合 FNITA (Federazione nazionale tecnici e impiegati dell' agricoltura =全国農業技術者・職員同盟) Federazione nazionale sindacati coloni mezzadri compartecipanti e coltivatori diretti=全国分益小作, 折半小作, コンパルテチパンテ, 直接耕作者同盟 |
| UIL | UISBA (Unione italiana salariati e braccianti agricoli=農業常雇, 日雇労働者全国連合会) UIMEC (Unione italiana mezzadri e coltivatori=国折半小作, 耕作者連合) |

は CGIL, CISL, UIL というナショナル・センターに加盟する農業労働者の組織であって, CGIL は農業日雇労働者 (braccianti) の全国組織と, 折半小作 (mezzadri) の全国組織という2組織を傘下にもち, CISL は農業常雇労働者 (salariati)・農業日雇労働者等の全国組織, タバコ栽培従業者の全国組合, 農業技術者・職員の全国組織, 分益小作 (coloni)・折半小作・コンパルテチパンテ (compartecipante)・直接耕作者 (coltivatori diretti) の全国組合の4組織を傘下に, UILは農業常雇労働者・農業日雇労働者の全国組織, 折半小作・直接耕作者の全国組織の2組織を傘下に有している。

これらの組織の量的規模をみておくと, 1974年のCGILにおける農業日雇労働者の組織は金属機械労働組合(514千人)と相ならぶ最大の組織規模(517千人)で, それぞれ全体の13%, 14%をしめる。とくに1940年代から50年代においては金属組合をはるかに上まわって CGIL の20%から25%ちかくの比重を有していた。折半小作人・分益小作人の組織の比重は68年には9%(220千人)におよんでいた

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

第2表 産業別組合および組合員 (CGIL)

| 産業別組合 | 組合員数 | | 全組合員にたいする構成比 | |
|---------------------|-----------|-----------|--------------|-------|
| | 1968年 | 1974年 | 1968年 | 1974年 |
| 金 属 機 械 | 271,735 | 514,203 | 11.0 | 13.4 |
| 金 属 機 械 | 141,849 | 278,991 | 5.7 | 7.2 |
| 金 属 機 械 | 98,903 | 231,008 | 4.0 | 6.0 |
| 金 属 機 械 | 271,741 | 434,154 | 11.0 | 11.3 |
| 食 品 製 造 | 46,269 | 76,200 | 1.8 | 1.9 |
| 食 品 製 造 | 63,595 | 103,347 | 2.5 | 2.7 |
| 食 品 製 造 | 894,092 | 1,637,105 | 36.3 | 42.7 |
| 電 気 水 道 | 13,626 | 20,018 | 0.5 | 0.5 |
| 電 気 水 道 | 47,952 | 53,433 | 1.9 | 1.3 |
| 電 気 水 道 | 7,427 | 7,133 | 0.3 | 0.1 |
| 電 気 水 道 | 1,278 | 1,293 | 0.05 | 0.03 |
| 公 共 サ ー ビ ス | 70,283 | 81,877 | 2.8 | 2.1 |
| 鉄 道 運 輸 | 67,398 | 109,685 | 2.7 | 2.8 |
| 電 車 運 輸 | 60,423 | 82,185 | 2.4 | 2.1 |
| 海 運 物 運 輸 | 16,717 | 30,453 | 0.6 | 0.8 |
| 航 空 運 輸 | 2,128 | 8,569 | 0.08 | 0.2 |
| 港 湾 運 輸 | 20,411 | 22,985 | 0.8 | 0.6 |
| 荷 物 運 輸 | 20,022 | 27,179 | 0.8 | 0.7 |
| 運 輸 | 187,099 | 281,056 | 7.6 | 7.3 |
| 農 業 日 雇 | 368,138 | 517,257 | 14.9 | 13.5 |
| 折 半 小 作 小 作 分 益 小 作 | 220,173 | 82,625 | 8.9 | 2.1 |
| 農 業 | 588,311 | 599,882 | 23.9 | 15.6 |
| 商 業 等 | 91,570 | 173,415 | 3.7 | 4.5 |
| 屋 外 セ ー ル | 1,659 | 3,346 | 0.06 | 0.08 |
| 映 画 | 11,838 | 15,335 | 0.4 | 0.4 |
| 商 業 ・ サ ー ビ ス | 105,067 | 192,096 | 4.2 | 5.0 |
| 国 家 公 務 校 信 院 等 | 30,321 | 48,936 | 1.2 | 1.2 |
| 学 校 郵 便 ・ 電 信 院 等 | 3,992 | 65,101 | 0.1 | 1.7 |
| 地 方 公 司 公 社 等 | 19,542 | 31,838 | 0.7 | 0.6 |
| 公 務 公 営 企 業 等 | 121,896 | 241,012 | 4.9 | 6.2 |
| 公 務 公 営 企 業 等 | 10,414 | 20,747 | 0.4 | 0.5 |
| 公 務 公 営 企 業 等 | 186,165 | 399,634 | 7.5 | 10.4 |
| 金 保 融 險 | 13,891 | 31,436 | 0.5 | 0.8 |
| 金 保 融 險 | — | 7,209 | — | 0.1 |
| 金 融 ・ 保 險 | 13,891 | 38,645 | 0.5 | 1.0 |
| 年 所 の 金 他 | 399,773 | 581,003 | 16.2 | 15.1 |
| 年 所 の 金 他 | 16,616 | 15,079 | 0.6 | 0.4 |
| 計 | 2,461,297 | 3,827,175 | 100.0 | 100.0 |

資料：河野穰「イタリアの危機と労資関係」p. 254.

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

第3表 組合員数の推移

| 年 | CGIL | 金属機械組合 | 農業日雇労働者組合 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 1949 | 4,988,271 | 637,290 | 1,046,059 |
| 1950 | 4,634,200 | 589,178 | 949,639 |
| 1951 | 4,490,756 | 549,997 | 1,016,022 |
| 1952 | 4,342,206 | 507,360 | 1,023,057 |
| 1953 | 4,074,644 | 440,889 | 936,457 |
| 1954-55 | 4,194,245 | 404,769 | 997,885 |
| 1956-57 | 3,118,936 | 265,836 | 778,032 |
| 1958 | 2,595,490 | 188,881 | 635,344 |
| 1959 | 2,600,656 | 185,183 | 631,928 |
| 1960 | 2,584,215 | 191,162 | 586,138 |
| 1961 | 2,531,299 | 202,070 | 526,878 |
| 1962 | 2,604,615 | 222,622 | 504,059 |
| 1963 | 2,616,307 | 292,201 | 460,786 |
| 1964 | 2,701,250 | 282,305 | 434,441 |
| 1965 | 2,540,555 | 245,021 | 409,880 |
| 1966 | 2,453,444 | 240,210 | 392,597 |
| 1967 | 2,420,430 | 260,668 | 395,161 |
| 1968 | 2,461,297 | 271,409 | 375,044 |
| 1969 | 2,625,442 | 327,020 | 366,979 |
| 1970 | 2,943,314 | 452,872 | 362,248 |
| 1971 | 3,136,345 | 463,862 | 379,691 |
| 1972 | 3,214,827 | 465,751 | 401,700 |
| 1973 | 3,435,405 | 490,059 | 407,513 |
| 1974 | 3,827,175 | 514,203 | 517,257 |

資料 A. Amoretti, "Risultati e problemi dei tesseramento e del finanziamento del sindacato",
Rassegna Quaderno N. 50., p. 49.

が、74年には2% (82千人) へと低下している。ふたつの農業労働者の組織がCGIL全体に占める比重は1968年で、24%、1974年では16%である。(第2表および第3表)

CISLにおける農業労働者組織の規模は、このナショナル・センターが組合員数を発表しないので明らかではない。

UILの組合の組合員数は一般に500千人から800千人と言われているのにたいして、手元にある資料では1,510千人(1968年)とやや過大に数えられているが、絶対数ではなく、全組織に占める比重に力点をおいて考察をしておけば、農業日雇労働者の組織は18%、折半小作・直接耕作者は10%をしめ、合計で28%におよ

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

んでいる⁽³⁾⁽⁴⁾。

これらの農業労働者の組織にたいする農業家側の組織については、後に交渉制度を検討するところでふれるが、さしあたりここでは表だけを示しておく。

第4表 農 業 家 の 組 織

CONFAGRICOLTURA (Confederazione generale dell' agricoltura italiana)

イタリア農業家総同盟

Federazione nazionale di proprietari conduttori in economia

Federazione nazionale degli affittuari conduttori in economia

Federazione nazionale dell' impresa familiare coltivatrice

Federazione nazionale della mezzadria

Federazione nazionale della colonia e forme associative varie

Associazione nazionale della proprietà fondiaria concesso in affitto

Associazione nazionale giovani agricoltori

II 農業の経営形態と就業者の従業上の地位

イタリアが本格的な資本主義の道を歩みはじめるのは1861年の国家統一により国内市場が形成されて以降のことであるが、農業はすでに統一前から近隣諸国における産業革命と工業発展の影響をうけていたといわれる。食品や繊維にたいする国外からの需要が形成されていたのは18世紀のことで、とくに生糸はピエモンテ、ロンバルディア、ヴェーネト諸地方からフランスの里昂、さらにロンドンの市場へ輸出された。こうした輸出にささえられ、たとえばピエモンテの生糸の生産は1800年の250千kgから1840年の600千kgへと増大し、ロンバルディア、ヴェーネト地方の生産量は1800年の1,300千kgから1840年3,500千kg、1853年4,400千kgへと増大している⁽⁵⁾。かんきつ類、ぶどう酒、オリーブも国外に売られており、またイタリアで都市の発展が比較的すすみ、19世紀半ばに50千人以上の都市の数がヨーロッパで第1位にあったという事情がここを農産物の消費市場とした⁽⁶⁾。

農業革命はなかったが、こうした要因によりイタリアの農業は数世紀にわたる

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

停滞からの転換をとげつつあったということができよう。この転換をになった中・北部の土地所有者がリソルジメントにおいて中心的な役割を演ずる自由主義的な農業ブルジョアジーに連なるのである⁽⁷⁾。

ところで農業の経営形態は各地域によりさまざまであった。

まず、近隣諸国の工業発展の影響をうけて生産の増大した桑、養蚕は、ピエモンテやロンバルディアの灌漑されていない平野部とアルプス山麓に連なる丘陵地帯において、小土地所有農と小借地農によって経営された。そこではまた穀物やぶどうの生産もおこなわれた。

これに対してミラノ南の平野部では早くから灌漑設備が整えられて、大借地農、労働者を使用しての穀物、牧草、酪農経営がおこなわれ、貨幣による地代の支払いも少なくとも17世紀にさかのぼることができるといわれる⁽⁸⁾。この大借地農による農業経営における中心的労働力の担い手は、年間契約で経営地内に住み込む常雇農 (*salarinato fisso*) である⁽⁹⁾。

ロンバルディア-ピエモンテの平野部でも早くから投機的な大借地人が純粋な土地所有者と土地労働者のあいだの仲介人的地位にたっていたが、18世紀から19世紀へかけての時期にこの仲介人に代って新しい企業家的大借地人があらわれ、運河用水を利用した資本主義的大規模稲作経営をおこなった。この資本主義的経営で使用される労働力は季節農⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾ (*braccianti avventizi*) である。

エミリア地方では分益小作制とならんで、大土地所有者あるいは大借地農が農業労働者を年契約で家族ぐるみ雇用する制度 (一家族に通常30ヘクタールの土地を割り当てて農地の耕作と家畜飼育を義務づけた) により穀物と麻の栽培・生産が、トスカーナ地方では折半小作制によりぶどう、オリーブの栽培がおこなわれた。ここで分益小作制とは、地主が土地と一定の生産手段あるいはその経費 (大型機械など) を提供、小作人が労働と一定の生産手段あるいはその経費 (小道具など) をもって耕作し、収穫物を一定の比率で地主と分割する制度で、収穫を半々にわけるのが折半小作制である⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

南イタリアやシチリアの沿岸平地部で中小土地所有農による自作、自小作、土

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

地改善契約 (contratto a miglioria) とよばれる小作制により樹木栽培、海岸平地と内陸部ではラティフォンドが大借地農または中間の管理人を介して農業日雇労働者の使用または零細地の又貸しにより粗放経営等がおこなわれた。農民による小規模な穀作と移動放牧のおこなわれる山岳地帯の大地主もほとんど不在化していた⁽¹⁴⁾。

ところで統一後イタリア農業における資本主義的経営をさらに推進したのはポー河下流域における干拓事業であって、E・セレーニ (E・Sereni) はつぎのようにのべている。

「18世紀の後半と19世紀の初頭の間灌漑事業の発展および灌漑牧草地と水田の拡大がロンバルディアにおいて農業の急激な資本主義的発展をもたらして、古い土地制度の限界を覆えしたのと同様に、エミリアでも、1870年と第1次世界大戦時の間の水利灌漑事業の急激な発展が、農産物加工産業に投資される資本と農業関連産業の経営に使用される投資の巨大な増大により、また大量の農業プロレタリアートの形成により、農業の急速な資本主義的発展の決定的動因となった。この農業プロレタリアートの隊列には他の諸地方からやってきた勤労大衆、またこの事業の実行のためにエミリア地方そのものから集められた巨大な勤労大衆が流れこんだ⁽¹⁵⁾」

干拓政策はリソルジメントの指導階級がイタリアの旧諸国家からうけいれた遺産であって、統一後のさいしょの20年間に諸立法基準を統一し、オーストリア人の始めた工事を完成させることに力が集中された。1870年までにイギリスの一会社 (トリノ銀行がひきついでいる) がポー河下流域で20千ヘクタールを干拓し、1875年にはフェッラー土地干拓会社 (Società di Bonifica dei Terreni Ferraresi =SBTF) の干拓大工事がポー河デルタ地帯で開始されている。1882年には干拓のためのバックリーニ法 (legge Baccarini) が制定された。

こうした干拓による農地はとくにマントヴァ、ヴェーネト南部、エミリア地方に集中しており、例えばフェッラーラの播種面積は1870年の80千ヘクタールから1910年の160千ヘクタールへと2倍に拡大、ポレズィーノ、カヴァルゼレーゼで

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

も同ていどの拡張をみている。おなじ時期にボローニヤ南部、ラヴェンナ南部で150千ヘクタールが耕作に使用され、マントヴァ、パルマ、レッジョ、パルミジャーノ・モッリア、ブラーノ、ヴェローナ谷でも干拓がすすめられた。第1次大戦直前にエミリアとヴェーネトで400千ヘクタール以上で水利事業が完成した。

これらの干拓事業は、トリノ銀行、SBTF、ロディジャーナ不動産会社 (Società Immobiliare Lodigiana)、ヴォードワズ農業開発会社 (Société Vaudoise d'Exploitations Agricoles) によりおこなわれ、同事業により拡大された農地は資本主義的企業経営のもとにおかれた。

この干拓事業には多数の日雇い労働者、季節雇いの労働者が使われたが、これらの労働者は干拓事業終了後も干拓地にとどまって農業労働に従事し、ここにすでにピエモンテ-ロンバルディア地方の稲作経営で形成されていた季節農業労働者にくわえて農業労働者の集団が形成されることになる。これらの農業労働者は、常雇い (braccianti obbligati……年契約で雇用関係を結ぶが、年間を通じて規則的な就業は保証されず、農閑期6カ月は仕事が少なく低報酬であった)、臨時雇農 (braccianti avventizi o disobbligati)、日雇農 (giornalieri) の3種にわかれた⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。

農業労働者の労働条件の一端を考察しておく、1901年における農業男子・季節日雇労働者日額平均賃金は、パダーナ平野で1.38リラ、中部イタリアで1.79リラ、協部および島部で1.30リラ⁽¹⁸⁾、ちなみに同年における鍛造工の日額賃金は3.25リラである⁽¹⁹⁾。しかもこの農業労働者の日額賃金は「日の出から日没まで」という慣例による1日12~14時間におよぶ労働時間によってえる額であるが、その上年間の就業日数も少なく、経済循環がシビアナ時期の1例としての1902年におけるラヴェンナの労働者の年間就業日数は86日、アルフォンシネとコンセリッチェではそれぞれ97日、90日、フェッラーラ県のアルジュンタで138日、ボンデーノ145日、コッパロ183日、ポルトマッジョーレ160日という調査がある⁽²⁰⁾⁽²¹⁾。

このようにポー河下流域に形成された農業労働者の給源についてI.バルバードロは、「干拓は労働者の大規模な集中をひきおこし、事業の施行に、家屋や果樹

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

園などのない農民・分益小作、日雇い労働者、農村の職員、猟師や漁師をひきこんだ」⁽²²⁾ としており、またメデイチは、「半失業の労働大衆がこの地に流れこんだ。……農村の日雇いが、失業した床屋、零落した馬具屋、仕事のない裁縫師とともに集団をなしてこの地にむかった」⁽²³⁾と書いている⁽²⁴⁾。

Ⅲ 農業労働者の運動

農業労働者を一方の当事者とする紛争と運動は1870年代から始まっている。1871年のオスティリア (マントヴァ県)、ガランザーノ (ミラノ県)、1875年のロッコ・カンネーロ (パルマ県)、ミラノ南部、パヴィーア南部で運動がおき、すでに公権力と衝突をしているが、本格的な運動の展開は80年代になってからのことである。カンデローロ (G. Candeloro) は「1870年から1880年にかけて、とりわけ低ロムバルディーアではたしかに農業勤労者のストライキがおこなわれていた。しかし、それは、まだ散発的な事件にすぎず、抵抗組織とむすびついたものではなかった。1880年以後になって、農業ストライキはポー河流域においてはじめて一般的な現象となる」⁽²⁵⁾ とのべている。以下1880年代から20世初頭の Federterra の成立にいたる時期の紛争のいくつかを考察しておく。

1882年には3月にゴンザーガの米作労働者が賃金引上のストライキにはいり、5月、6月にはクレモナに騒乱が生じ、これがパルマ、ピアチェンツァ、ロディジャーノ、プレッシア、ヴェルチェッリ、マントヴァに拡大している。ポレジーネ地方では7,000人の農民が災害で打撃をうけ、1884年の刈り入れ直前に生産物の15%でなく、30%を要求してストライキを宣言、要求が拒否されて、農民は ^ラ ^{ボイエ} la boje (煮立って沸騰寸前の状態をさす方言) の合言葉で激しくこれに対抗、ストライキは近隣地域に拡大した。スト破りがかりだされ、ストに入っている農民はしばしば公然たる暴力や脅迫を表面化させ、これにたいして軍隊が動員されて、騎兵隊が巡察にあたった。ストライキは、生産物の受けとりを20~24%に増すことを基礎にして妥協に達した。

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

85年には、ストライキの件数は前年の10件から62件へと急増、その波はロンバルディア平野全体、フェッラーラ、ヴェローナ、エミリア北部をまきこんでいる。

1886年から1890年にかけての紛争は、農産物価格、とくに小麦価格の下落を原因として生じており、ヴェルチェッリ、ロメッリーナのストライキや騒乱について、コモやミラノ、その周辺地域でも流血の事態となり、1889年にはコンセリーチェで女子米作労働者に軍隊が発砲し、数人の死者と多数の負傷者をだしている。1893年および94年には、不作という状況を基礎にして、ストライキが大規模化し、従来はストライキに参加しなかった農業常雇労働者の参加もみられるようになる。

1894年にはクレモナで農業企業家と農業常雇労働者のあいだの紛争が生じている。この紛争は、同年に結成されたクレモナのカーメラ・デル・ラヴォーロの準備した新しい契約を企業家側が拒否し、企業家の条件に服しない労働者をすべて放逐したことから生じた。各レーガは、放逐された者のポストにレーガ加盟者がつくことを禁じ、緊張が高まったので、プレフェットはすべてのレーガを解散させるという措置をとった。同様の事態はパードヴァ南部、モーデナでも生じている。1897年には闘いはクレモナに生じ、マントヴァ、ポレジノー、エミリアの全域に拡大している。

第5表はこの時期のストライキ件数の推移であるが、表にふくまれるストライキの範囲はかなり狭くとられているという判断もある⁽²⁶⁾。

1970～80年代に他の部門の労働者がまだ職人的性格をのこしているときに、農業労働者は生産手段から「自由な」大集団のひとつを形成していた。

この時期、全体としての労資関係も未成熟な段階にあったが、農業労働者が労働の継続性、企業における安定的な関係をもたないためにこの部門の労使関係はとくに成熟が阻害され、この量的にまとまった集団において、未成熟さが激しい表われかたをした。紛争の中心は賃金を引上げること、賃金をとうもろこしで、それもしばしばいたんだとうもろこしで支払う制度の廃止にむけられていたが、紛争は自然発生的かつ突発的な性格をとり、農業企業家も国家もまたこれに衝動

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

第5表 農業労働者のストライキの推移

| 年 | ストライキ 件 | スト参加者 人 |
|------|------------|------------|
| 1881 | 1 | 100 |
| 82 | 2 | 2,200 |
| 83 | 3 | 262 |
| 84 | 10 | 245 |
| 85 | 62 | 8,857 |
| 86 | 17 | 3,846 |
| 87 | 9 | 2,275 |
| 88 | 5 | 1,366 |
| 89 | 4 | 1,087 |
| 90 | 8 | 1,950 |
| 91 | 24 | 7,795 |
| 92 | 10 | 3,504 |
| 93 | 18 | 12,390 |
| 94 | 8 | 4,718 |
| 95 | 7 | 1,765 |
| 96 | 1 | 100 |
| 97 | 12 | 24,135 |
| 98 | 36 | 8,495 |
| 99 | 9 | 1,895 |
| 1900 | 27 | 12,517 |
| 1901 | 629 | 222,985 |

資料 I. Barbadoro, "Storia del sindacalismo italiano, I La Federterra",

的ともいえる激しい対応を示して、初歩的な自由の拒否、例外法、公権力の暴力的抑圧、くり返される虐殺、逮捕、有罪判決、警察の迫害が容赦なく農業労働者の運動にくわえられた。

このことが農業労働者の運動とその組織を政治化させた。保守派のコドロッキ議員の下院における「今日では、より大きな政治的自由を獲得するという理念は、もはや人民諸階級を満足させない。いくつかのところで数多くの者を結集している旗幟は経済的解放である。土地および労働手段の集团的所得、これが綱領である⁽²⁷⁾」という発言は、こうした運動の政治化にたいする農業企業家達の恐怖をよく示している。

農業労働者の紛争にたいする公権力の介入は、しばしば労働運動全体にたいす

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

る介入・抑圧の導入になった。

統一後のイタリアにおける唯一の労働者組織は相互扶助協会で、1880年代以後、この地域別・職種別の相互扶助組織が、改善協会、抵抗協会、抵抗レーガをへて全国的産業別組合へ転化していく過程については他のところで言及したが⁽²⁸⁾、「農業労働者のばあいにおいても70年代から20世紀の初頭にかけてこの局面を通過する。70年代にムジーニ (L. Musini) は農業労働者に「労働者と、土地所有者・借地人とのあいだの諸関係を規制する」相互扶助協会の結成をよびかけてつぎのようにのべている。

「このようにして、たとえば土地所有者または借地人が不公正かつ非人間的な協定をむすぼうとするとき、この協会は介入して、提案をする。……協会は個人個人の分担金をもって金庫を形成し、この資金は、企業主の圧迫で農場を放棄しなければならなかった農民の生活の維持に役立つにちがいない。だから農民諸君、団結せよ、協会を設立せよ、一人が他の者と連帯することを学習せよ、そうすることによってのみ、諸君の運命を必要な公正さにしたがって改善することができる」⁽²⁹⁾ とよびかけているが、この相互扶助協会はすでに改善協会の方向へむかっている。運動史において一般に指摘されるマントヴァの「イタリア都市・農村勤労者総協会」(Associazione Generale dei Lavoratori Italiani di Città e Campagna) (1876年)も規約では、「勤労階級の改善、労働とその福利の促進、この目的を追求する手段として、連帯・自由・道徳を認める」としており、規約上はまだ相互扶助協会としての性格を示しているが、その機関紙は賃率の交渉、賃金引上げなどをかかげて改善協会への転化をみせるとともに、さらに「勤労階級の完全な解放」をかかげるなど、政治的にはよりすすんだ方向への動きを示している。したがってこの協会にたいする農業企業家と公権力の対応も迅速であって、示威行進への介入につづいて、77年4月のプレフェットの命令により同協会は解散を命じられた⁽³⁰⁾。

しかし1880年代から90年代にかけて相互扶助協会、改善協会の発展した抵抗協会、抵抗レーガが組織されていく。後に考察するように1901年の Federterra の

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

創立大会に参加したレーガの数は818だが、同創立大会に加わらないレーガを加えれば、組織されていたレーガ数は当然これよりも大きい。これらのレーガはマントヴァ、フェッラーラ、ポレジーノ、ヴェローナ南部、ピアチェンツァ、ロメッリーノ、ピエモンテ米作地帯など古典的な農業日雇労働者地帯に集中的に分布していたが、「とくにマントヴァのレーガ（複数）は大擾乱の先頭に立ち……網の目のような農民のレーガを創りあげ」⁽³¹⁾ 解散、再建をくり返して91年には「労働者・農民協会同盟」(Federazione delle società di operai e contadini) を結成、これを31のグループにわけると、後の Federterra 創立への牽引車の役割をはたしている。レーガには、農業日雇労働者、農業常雇労働者、折半小作、小借地人、直接耕作者、分益小作、農村の職人など、農業労働者のカテゴリー別のレーガと、地域によってはいくつかのカテゴリーの混在する複合レーガとがあったが、全体としての運動の中心は農業日雇労働者であった。折半小作の多いローマニアやレージョでは、coop の活動が始まって、第二次大戦後の赤い州の基盤を形成するのだが、この小稿ではこの点についてはふれない。ただし、アルプス丘陵地、リグーリア、ピエモンテ、ヴェーネトなどでは農業労働者の運動、coop の運動ともまったく無縁の状態におかれていた。

イタリアの労資関係史においては、農業労働者にたいする強圧手段がひとつの特徴となっているが、もとよりこうした強圧だけで問題が解決しようと考えられていたわけではなく、とくに教会組織を中心にした相互扶助活動などが展開されたが、この点については後にふれることとする。

Ⅳ Federterra の成立

1901年ローマで開催された Federterra (La Federazione Nazionale dei Lavoratori della Terra=全国土地労働者同盟) の創立大会に818のレーガが参加したこと、加盟者の多くは農業日雇労働者であるが、農業常雇労働者、折半小作、小借地人、直接耕作者、分益小作、農村の職人の代表も出席していたことは

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

すでにのべたが、地域的にはポローニャを境とするイタリア中南部から23レーガ、10,414人（うち6,000はプッリア）、北部から795レーガ、141,708人である。

創立大会でもっとも論議の集中したのは、この全国同盟の組織構造、および他の労働組合との関係という問題であった。

Federterra の組織構造についての報告は、「全国同盟には、改善レーガ、階級的性格を有し、農業日雇労働者・農業常雇労働者という条件をももつ勤労者のあいだのcoop, および自身の所有する土地・コンパルテチパーレする土地・借地を耕作する折半小作, 分益小作, 小借地人, 小土地所有者, を連合させる」⁽³²⁾としていたが、この提案は、重要な点、つまりさまざまな地域レベルにおけるカテゴリーをいかに組織するか、その機能、調整の方法という点については明確になっていない。

これにたいして古典的な農業労働者地域からの代表は同盟をふたの支部、つまり、賃金要求と規範要求をもつ農業日雇労働者の支部と、小作契約・賃貸借の改善を指向する折半小作, コンパルテチパンテ, 小借地人の支部にわけ、coopは独立に組織するとするという提案をおこなった（小土地所有者は、同時に賃金稼得者または借地人でもあるばあいのみ、上記の支部のいずれかでうけられる）。

自己の職業上の利益をまもろうとする所有農民の結社を、雇用労働者の組織と連帯させるが、両者を区別するという提案もなされた。

また他の提案は

①専ら賃金稼得労働者から成る抵抗タイプのレーガ、②小作契約を改善しようとする農民（折半小作および同型）の友愛会または結社、③大土地所有者と大借地人の競争にたいして自己をまもり、農業労働と農業生産の全般的な条件を改善し、肥料・機械等の購入のための小土地所有者と借地人のcoop結社、の3区分を主張した。

大会は、労働組合支部とcoop支部というふたつの別個の支部をもうけ、直接耕作者は日雇労働者の改善に関心をもつことを条件にcoop支部に加盟すること

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

ができる、と結論をくだした。

もうひとつの問題は、他の産業部門の労働組合との関係、より具体的にはカメラ・デル・ラヴォーロとの関係である。創立大会でのスザーニ (Suzzani) の報告は各レーガがカメラ・デル・ラヴォーロへ加入することを義務づけるべきだと提案し、これを支持する見解もあったが、当時設立されたばかりのカメラ・デル・ラヴォーロの非政治的傾向を懸念する見解が多数をしめ、大会の決議は、工業労働者と農業労働者の連帯を確認し、プロレタリアートのすべての経済的組織が純粹の社会主義的精神によって鼓舞されるべきだと強調し、カメラ・デル・ラヴォーロが速かにかかる性格を備えるように期待して、各レーガがカメラ・デル・ラヴォーロへ加盟するように忠告した。ただし、同決議はまた、この加盟を地方の条件により速かにおこなうか、先へのばすかは自由であることを確認している。もっとも農業労働者の組織とカメラ・デル・ラヴォーロとの関係は、これを農業労働者の側で問題にただけではなく、カメラ・デル・ラヴォーロの側でも農業労働者の組織の加盟を認めるか否かをめぐって論議をおこなっているのである⁽³³⁾。

Federterra はその政策として、「土地の社会化」を要求し、この政策は小農を運動の内部に組織することの障害になったといわれるが、こうした小農にたいする方針は1897年の社会党大会に起源をもつものとおもわれる。社会党はまず農業プロレタリアートを三つの層にわけた。つまり(1)契約上の義務にしばられていない農民(日雇労働者)、(2)契約上の義務に**よ**ら**ら**れて**い**る農民(小作農および牛飼ボアエロい〔イタリアに数多くみられる零細借地利用形態のうちの二形態〕)、(3)分益小作農である。そして「契約上の義務に**よ**ら**ら**れて**い**ない農民ないし日雇労働者のあいだでは、(1)共同分配制度を日給制度にかえ、(2)農業調停委員会の創設を**か**ちとり、(3)労働時間の制限と賃金値上げのための抵抗を組織することを目的として、抵抗同盟を組織すること。

契約上の義務に**よ**ら**ら**れて**い**る農民のあいだでは、小作契約を改正し、ついでこれを擁護するために、連合を組織すること。

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

分益小作農のあいだでは、分益小作契約をそのもっとも公正な型に統一し、かつこれを厳守させるために、また提供された労働にたいする不可侵の代償としての家族の生活を維持するための最低の必要を農民に保障することができるように分益小作契約を改正させるために、連合を組織すること⁽³⁴⁾と活動目標を定めている。この目標自体に問題はないが、これにつづいて適切でない認識と方針があらわれる。

「零細土地所有者層にかんしては、現代の経済的發展、課税の分野におけるブルジョア国家の要求のたえまない増大、同時に他方ではいよいよ重要性をおびてくる勤労者組織の獲得する勝利、こうしたものの競争作用のために、零細土地所有者層の将来は消滅に運命づけられているものと考え、大会は、

つぎのように決議する。すなわち、零細土地所有者層にたいする社会党の対策は、もっぱら資本主義的集中とその結果としての零細土地所有者のプロレタリア化をひきおこす諸原因について明確な説明をあたえることである⁽³⁵⁾」

つまり、「ボローニア大会でイタリア社会党が決議したのは、小農にたいしてなんらかの真剣な工作をおこなうことをさしひかえるということであった。零細土地所有者のあいだにも連合を組織するというトゥラーティの提案が拒否されて以来、農村における労働組合運動の發展は、もっぱら常雇賃金労働者と季節労働者のあいだにかぎられ、わずかに分益小作農のあいだにおよんだにすぎなかった⁽³⁶⁾」のである。

カーメラ・デル・ラヴォーロとの関係でみたように Federterra は、社会主義の方向を強調したが、指導グループは自己の立場をはっきり「改良派」と称していた。

Federterraが結成されたとはいえ、それがただちに全国本部としての力量の確立を意味したわけでないことは明らかで、金属機械労組について他のところで⁽³⁷⁾考察したのとおなじように、Federterraの組織人員も大きな変動をつづける(第6表)

1911年にはFederterraに対抗して Confagricoltura が結成されたが、I でのべ

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

第6表 Federterra の加盟レーガ数と加盟人員

| 年 | レーガ数 | 加盟人員 |
|------|-------|---------|
| 1901 | 818 | 152,122 |
| 1902 | | 227,791 |
| 1903 | | 45,000 |
| 1906 | 918 | 77,776 |
| 1908 | 1,132 | 136,067 |
| 1911 | | 152,149 |
| 1912 | | 164,978 |
| 1919 | | 400,000 |
| 1920 | | 845,635 |

資料 I. Barbadoro, "Storia del Sindacalismo italiano,

I La Federterra" より作成

たように後に交渉制度を検討するところでふれることにする。

なお、すでにのべたイタリア社会党や Federterra の方針上の未熟さにより、「小農のあいだに労働組合運動がひろがらなかったということは、のちになって労働運動にとっての重大な障害となってあらわれる。なぜなら、これらの小農の大多数が教権と反動の影響下にひきよせられてゆくからであるが」⁽³⁸⁾、農民のあいだにおけるカトリック諸団体の活動と組織についても後に言及する。

注

- (1) I. Barbadoro, "Storia del sindacalismo italiano, La Federterra", La nuova Italia, 表紙裏
- (2) G. カンデローロ, 『イタリア労働組合運動小史』, 石黒寛・代久二訳, 国民文庫 pp. 27-28.
- (3) "Annuario dell' economia, della politica, della cultura", ETAS KOM-PASS
- (4) イタリアの国内総生産にしめる第1次産業のウェイトの推移, および, 就業者にしめる農業部門のウェイトをしめせば注-1表および注-2表のとおりである。
- (5) R. Romeo, "Breve storia della grande industria in Italia 1861~1961",

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

注-1表 産業別国内総生産構成比

| 年 | 第1次 産 | 第2次 業産 | 第3次 業産 |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 1861-70 | 54.4% | 18.7% | 26.9% |
| 1871-70 | 54.1 | 18.2 | 27.7 |
| 1881-90 | 48.3 | 19.7 | 32.0 |
| 1891-1900 | 47.6 | 18.2 | 34.2 |
| 1901-10 | 43.8 | 22.0 | 34.2 |
| 1911-20 | 40.3 | 25.1 | 34.6 |
| 1921-30 | 36.0 | 29.5 | 34.5 |
| 1931-40 | 26.6 | 29.2 | 44.2 |
| 1941-50 | 34.0 | 34.5 | 31.5 |
| 1951-60 | 19.5 | 37.5 | 43.0 |
| 1961-65 | 14.2 | 40.0 | 45.8 |

資料 ISTITUTO CENTRALE DI
STATISTICA, "Sommario di
statistiche storiche dell' Italia
1861-1965" p. 143.

注-2表 農業就業者の比重の推移

| | |
|-------|-----|
| 1936年 | 48% |
| 54 | 38 |
| 55 | 37 |
| 56 | 35 |
| 57 | 33 |
| 58 | 32 |
| 59 | 30 |
| 60 | 30 |
| 61 | 28 |
| 62 | 27 |
| 63 | 27 |
| 64 | 26 |
| 65 | 26 |
| 66 | 25 |
| 67 | 23 |
| 68 | 22 |
| 69 | 21 |

資料 Daniele Prinzi, "l'agricoltura
italiana oggi" Edizioni
RADIOTELEVISIONE
ITALIANA

Univerrale cappelli. p. 11.

(6) (5) におなじ p. 12.

(7) Cavour, Ricasoli, Minghetti, Farini, Ridolfi, Capponi 等, 文献(5) p. 13.
による

(8) (5) におなじ p. 12.

(9) 森田鉄郎, 「イタリア史」, 山川出版 p. 364.

(10) (9) におなじ p. 364.

(11) ロンバルディア大農場経営については, 堺憲一「近代ロンバルディア大農場経営
の歴史的 성격」土地制度史学第65号 参照

(12) イタリア共産党中央学校局, 「イタリアマルクス主義」, 訳注第三講の(1), 植原義
信訳, 合同出版 p. 206.

(13) 折半小作制の詳細については, 堺憲一「近代トスカーナ折半農経営の構造」(農
業経済研究 第48巻, 第1号, 1976) 参照

(14) (9) におなじ p. 366.

(15) 文献(1)から再引用 p. 39.

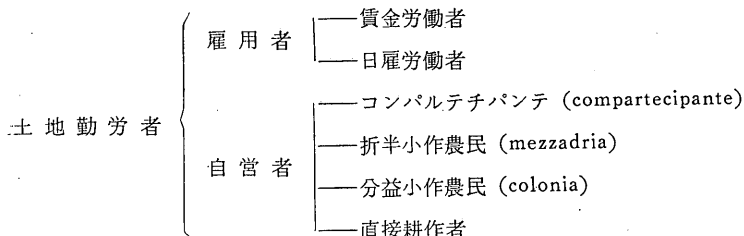
(16) (9) におなじ p. 365.

(17) 農業労働者の従業上の地位, またはカテゴリーについて, イタリア共産党中央学
校局監修の「イタリア・マルクス主義」(植原義信訳, 合同出版社) と, 山崎功

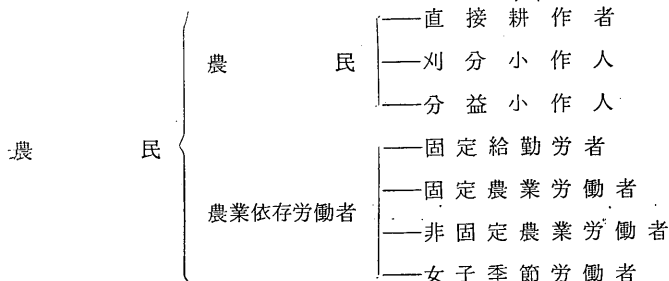
イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

「イタリアという国」(岩波新書)は、それぞれつぎのように区分している。

イタリア共産党中央学校局「イタリア・マルクス主義」における区分



山崎功「イタリアという国」における区分



「イタリア・マルクス主義」の訳注における折半小作、分益小作についてはすでにみたが、同注によれば「コンパルテチパンテとは賃金労働者と分益小作農民との中間に相当する農民労働者で報酬の一部分は現物、一部分は現金でうけとる。」(p. 206)「イタリアという国」においてはつぎのように説明されている。

「直接耕作者は若干の土地をもつ自作農民である。刈分小作人は小土地を所有するものと土地をもたず借りて耕作するものと二種類ある。前者も土地を所有しているといっても不十分なので、多くのばあい他の所有地、あるいは大農場に、季節的に臨時雇用され、収穫の利益の一部をうけるのが普通である。それで『共同参加者』という名称もつけられている。これらは一般的に貧農の階層を代表しており、大企業、とくに灌漑農園では刈分小作人が基礎的な単位となっている。分益小作人は土地をまったくもたぬし、借りることもできぬ農民である。これによる労働組織はイタリア農業を特徴づけており、これがまた普遍的な形でもある。……地主が投下資本の一部を貸しあたえ、そのかわり生産物の一部を代償としてうけとる形であり、その利益がほぼ折半されたところからこの名称がでてきている。……刈分小作人と

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)

分益小作人を総称して『コロニー』というときもある。……

固定給勤労者は固定給をうける勤労者であり、多くのばあい年間契約により、一年間を通じて労働に従事するものである。……固定農業労働者は最小限の労働日数が保証されているものである。……非固定農業労働者は臨時の季節労働者で、『臨時農業労働者』とも呼ばれている。……一般に農業労働者というのはこの固定農業労働者と非固定農業労働者である。pp. 60-62.

また社会保険の法律などは農業労働者につきのような範疇に区分している。

salariati fissi…：一年を通じて企業に採用され、貨幣、現物、または混合形式で月ぎめに報酬をえる

braccianti permanenti……農業企業に年間 200 日以上雇用される。

braccianti abituali……農業企業に年間 151~200 日雇用される。

braccianti occasionali……農業企業に年間 101~150 日雇用される

braccianti eccezionali 農業企業に年間 51~100日雇用される。

G. Ferrari, G. Lagonegro, “Le assicurazioni sociali”, Giuffrè p. 577.

(18) (1)におなじ p. 46.

(19) S. Merli, “Proletariato di fabbrica e capitalismo industriale, il caso italiano 1880~1900”, La Nuova Italia. p. 425.

(20) (1)におなじ p. 47.

(21) 当時の農民、農業労働者の生活状態については A. Gardilone の “Storia del sindacalismo, ITALIA” に詳細な引用例がある。 pp. 299-301.

(22) (1)におなじ p. 43.

(23) 文献(1)から再引用 p. 43.

(24) 土地の所有形態・経営形態別構成、就業者の従業上の地位別構成についてはさしあたり「イタリア・マルクス主義」より第二次大戦後の数字を参考としてあげておく。農林業の生産的土地面積28,500千ヘクタール（国土面積31,000千ヘクタール）は、その自然形態からみれば平野地約6,000千ヘクタール、丘陵地12,000千ヘクタール、山岳地10,500千ヘクタールから成り、所有別にみれば、11,000千ヘクタールは数千人の貴族、大ブルジョアジーおよび金融資本の代表者に、5,500千ヘクタールは国家市町村、公的団体（うち宗教的諸団体が500千ヘクタールを所有する）に、6,000千ヘクタールが農民ではない中小所有者、6,000千ヘクタールが耕作する零細農民、直接耕作者である中農民に所属する。

なお大土地所有者の土地は、主として平野地および丘陵地の豊かな地域にあり、中小所有地の土地は、主として高い丘陵地および山岳地のやせたまじしい地域にあ

イタリアの労働組合運動における農業労働者の組織と運動に関する覚書き (1)
る。

生産的土地面積28,500ヘクタール中16,100ヘクタールが可耕地面積で、これは経営の型からみて

| | | |
|--------------|----------------|---|
| 耕作者所有 | 5,974,518ヘクタール | |
| 耕作者借地 | 2,986,237 | ” |
| 家屋等つき分益小作 | 3,394,549 | ” |
| 家屋等のつかない分益小作 | 1,426,784 | ” |
| コンバルテチパンテ経営 | 532,460 | ” |
| 賃金労働経営 | 1,758,300 | ” |

と区分される (文献12による pp. 100-102)

- Ⓔ(25) 文献(2)におなじ p. 27.
- Ⓔ(26) たとえば1883年には3件のストライキが表に掲げられているが、I・バルバードロは少なくともさらに12件ほどがつけくわえられるべきだとしており (I. Barbadoro, “Storia del sindacalismo italiano” p. 132.), またG・カンデローロの「イタリア労働組合運動小史」は「1896年には、エミーリア、クレモーナ地方、ピエツラ地方で62件の農業ストライキがおこった」(p. 41) と表の1件とは大きな差がある数字を示している。
- Ⓔ(27) 文献(1) p. 127.
- Ⓔ(28) 河野 穰「イタリアの危機と労資関係」、新評論 pp. 19-25.
- Ⓔ(29) 文献(1)より再引用 p. 124.
- Ⓔ(30) プレフェットは、この「イタリア都市・農村勤労者総協会」を「社会主義インターナショナルの破壊的目的に奉仕し、大衆を組織し、所有権に対抗して大衆を動員する結社」として1877年4月19日の命令で解散している。文献(1) pp. 126-127.
- Ⓔ(31) 文献(21)におなじ p. 305.
- Ⓔ(32) 文献(1)におなじ pp. 158-159.
- Ⓔ(33) 文献(28)におなじ p. 53.
- Ⓔ(34) 文献(2)におなじ p. 42.
- Ⓔ(35) 文献(2)におなじ pp. 42-43.
- Ⓔ(36) 文献(2)におなじ p. 44.
- Ⓔ(37) 戸塚秀夫・徳永重良「現代労働問題」有斐閣 イタリアに関する章
- Ⓔ(38) 文献(2)におなじ p. 45.